

# 印西市公共施設等総合管理計画（素案）

## 市民意見公募（パブリックコメント）の結果

案 件	印西市公共施設等総合管理計画（素案）		
募集期間	平成28年10月15日（土）～平成28年10月31日（月）		
意見の提出	23件（5名）		
意見の取扱い	修正	案を修正するもの	9 件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	参考	案には反映できないが今後の参考とするもの	10 件
	その他	案には反映できないが意見として伺ったもの	4 件

## 市民意見公募（パブリックコメント）における意見と意見への対応

※ページ及び図や表の番号につきましては、いただきました意見含め、修正後の印西市公共施設等総合管理計画（素案）の番号等にしております。

No.	該当ページ	意見	意見への対応
1-1	—	<p>印西市公共施設等総合管理計画（素案）では、総合管理計画と称している割には経済的評価などや、新たな視点などで総合性に欠けている。</p> <p>2014年に一部改正施行された「都市再生特別措置法」（立地適正計画）の目的は、各自治体が、およそ20年後の展望を描き、人口密度を維持するため、街の中心部に、行政や医療、交通、商業などの都市機能を集約させるコンパクトシティー化を図るものです。</p> <p>本素案には、「都市再生特別措置法」の法目的・趣旨が反映されていないと思慮する。</p> <p>さらに、基本的には現状の施設を維持する事に主眼が置かれ、印西市公共施設の時代に即した必要性や、重要性の変化には、全く踏み込んでいない。</p> <p>将来の公共施設等の更新等に必要となる費用として、今後34年間、毎年度平均約34億円程度不足で、充当可能見込みの財源が乏しくなるのであれば、資産の圧縮を真剣に検討すべきである。</p> <p>たとえば、公共施設の施設数と述べ床面積では、構成比率の高いのは、学校教育系施設（66.2%）であり、すでに永治小学校は木刈小学校、宗像小学校はいには野小学校に、本埜第一小学校は滝野小学校に、船穂小学校は高花小学校に、本埜第二小学校は小林北小学校に、本埜中学校は滝野中学校に、統合が予定されています。</p> <p>永治小学校、宗像小学校、本埜第一小学校、船穂小学校、本埜第二小学校、本埜中学校、等の施設（土地・建物）はどのように活用なり、処分なりについては、全く計画の中で検討されていない。</p> <p>廃校となった施設は、内陸型漁業養殖業などとして活用されている例も各地にあり、旨く処分すれば、印西市の有効な財源となるばかりか、新たな地域活性化につながると思慮する。</p> <p>単に、現状維持する管理計画ではなく、有効な活用方法を確立し、新たな財源・地域活性化の礎とすべきである。</p>	<p>意見の取扱い：【参考】</p> <p>本計画は、総務省より示された指針に基づき、公共施設及びインフラ資産につきまして、長期的な視点を持って総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。</p> <p>具体的な個別施設の配置検討や活用等は、今後取り組みを進める際の参考にさせていただきます。</p>
1-2	3 21	<p>インフラ資産として、上水道管路128kmについて、発想を変えた視点でみると管路0にすることが可能である。</p> <p>すなわち、上水道に頼らない街作りを提案したい。現在、上水に関しては、利根川水系からの取水をもとに千葉県企業局から高い単価で購入しているため、年々原価の上昇に伴う、水道料金の住民負担が大きくなっている。</p> <p>利根川水系からの取水は、水利権という重い負担を担っている。この重い負担というのは、利根川水系の上流のダム建設に費やされているためである</p> <p>ふと足下をみれば、印西市には有望で豊富な地下資源として、地下水が存在している。この有望で豊富な地下資源は、殆ど利用されていない。</p> <p>地下水を利用するためには、井戸を掘らなくてはならないが、現在敷設の上水管路の耐用年数が来るまでに、太陽光発電と井戸とセットとした戸別住宅を推進し、20年計画で、エコ都市を実現すれば、上水道は不要となり、維持管理は必要なくなる。</p> <p>公園・緑地149カ所をもっと有効に活用すべきである。アダプトプログラム制度の導入で維持管理を行うとしているが、もっと積極的に資産としての活用を考えるべきである。</p> <p>公園・緑地1,212,802㎡に太陽光発電を設置し、売電収入を得ると共に井戸を設置することで、災害時の水の確保が可能である。</p>	<p>意見の取扱い：【参考】</p> <p>いただきましたご意見は、インフラ資産の活用方法の1つとして参考にさせていただきます。</p>

No.	該当ページ	意見	意見への対応
		小生の経験則では、検討する時に、増加関数で考えるのは容易だが、減少関数で考える時は、それなりに知恵を絞らなければ成果は得られない。もっと知恵を出し、視点を変えた発想こそ、より良い計画が出来る。	
2-1	3 1	<p>印西市が保有する公共施設及びインフラ資産の全体像が総合管理計画で詳細に示されておりますので良く理解できました。市民意見として次の点の概要を記述します。</p> <p>1. 各市町村も同様に公共施設及びインフラ資産の維持管理の問題で大変な苦勞をされています。各市町村には必ず必要とする公共施設及び周辺市町村が、いくつかまとめてひとつあればよい公共施設など、施設が担務する業務内容とその頻度から必要と思われる施設数を検討されたい。郡内市町村単位で集まり、現状と好事例な意見交換を実施して欲しい。</p>	<p><b>意見の取扱い：【参考】</b></p> <p>本計画では、P. 3 1の「ソフト面の取り組みによる削減方法例」におきまして、「広域連携の検討」について記載しており、今後具体的な取り組みを進める際には、いただきましたご意見のような「周辺市町村でまとめてひとつあればよい公共施設」につきましても、他市町村との情報交換など検討させていただきます。</p>
2-2	3 1 3 8 4 0 4 7	<p>2. 周辺の郡内から、次へ千葉県内の市町村へ眼を向け、印西市に類似した規模の市町村から、同様な課題に対しての取り組みの好事例の意見交換を実施して欲しい。(例：地方交付税不交付団体の市川市では、近い将来の高齢者増加による福祉経費の対応の一部として、公共施設の利用料の増額を提案したとの報道があった)</p>	<p><b>意見の取扱い：【参考】</b></p> <p>本計画では、P. 3 1の「ソフト面の取り組みによる削減方法例」におきまして、「受益者負担の見直し」について記載し、また、P. 3 6からの「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」におきましても、P. 3 8などに記載のとおり「受益者負担の適正化を検討」としております。</p> <p>なお、受益者負担の適正化に限らず、具体的な取り組みを進める際には、他市町村と情報交換を行いながら進めてまいります。</p>
2-3	3 3	<p>3. 各市町村の財政規模から、どうしても緊縮した計画案に成りがちです。民間の企業では、設備の点検保守の技術改善方法が図れております。長寿化改善・修繕技術力等民間のコンサルタントからのアイデアを活用した計画案を作成して下さい。</p>	<p><b>意見の取扱い：【参考】</b></p> <p>本計画では、P. 3 3の「(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針」におきまして、「施設の修繕・更新等や維持管理については、民間の技術やノウハウを活用するPPP・PFI手法を含め、効果的な方法を検討」することとしております。</p>
2-4	2 2～ 2 4	<p>4. 今後の経費支出額に関して、①現行の施設数を維持するケース②施設の統廃合と延べ床面積を毎年縮減したケース③公共施設の利用者負担の増額ケース④現在無料の公共施設利用を有料化するケース⑤その他 これらの経費支出額のケースを広く市民に公表し、啓蒙して欲しい。</p>	<p><b>意見の取扱い：【参考】</b></p> <p>本計画では、P. 2 2「(3) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し」におきまして、公共施設等の更新等に必要な費用の試算は行っております。</p> <p>いただきましたご意見のような様々なケースにつきましては、今後具体的な取り組みを進める際に、検討させていただきます。</p>
2-5	—	<p>5. 全国レベルでの好事例の調査及び市議会で過去に実施した行政視察で同様なテーマに関しての報告書が出されておりますので、ぜひ参考にして下さい。(議会事務局にリストがあります) 少子高齢化の時代、また待機児童と待機高齢者(老人ホームの入所)。どこかの市町村で空き家対策と待機児童と組み合わせた好事例の紹介がテレビで放映。印西市もこの事例を紹介された市町村を視察されたい。</p>	<p><b>意見の取扱い：【参考】</b></p> <p>いただきましたご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>
3-1	2 1 9	<p>1. P. 2表1-1 公共施設(建築物)の保有状況と施設例 について</p> <p>(1) 施設例に関して、国・県等が定める設置基準(面積割・人口割)、若しくは指導等によって求められている「定められている施設数」、或は市の目標としての「望まれている施設数」並びにその構成比を示すべきである。</p> <p>(2) 県内類似団体(類型II-1)の平均施設数(P. 1 9[参考])並びにその構成比を示すべきである。</p>	<p><b>意見の取扱い：【参考】</b></p> <p>本計画は、総務省より示された指針に基づき、公共施設及びインフラ資産につきまして、長期的な視点を持って総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。</p> <p>公の施設全てに定められた施設数等はなく、現在市の目標とする施設数もございません。個別施設の具体的な計画につきましても、今後検討を進めさせていただきます。</p> <p>また、県内類似団体の平均施設数等を示すべきというご意見につきましては、P. 2の表1-1「公共施設(建築物)の保有状況と施設例」における施設分類とは異なる分類をしている市があることや、施設の延床面積が一定以下の場合計上除外としている市もあることなどから、統一的な比較をすることができません。そのため、本計画の表記はこのままとさせていただきます。</p>

No.	該当ページ	意見	意見への対応
3-2	16	2. P. 16 図2-15 将来の歳入の見通しについて (1) P. 8 図2-6 歳入の推移(一般会計)に連続する図として、地方交付税が段階的縮減する平成27年度～31年度についても表記すべきである。	意見の取扱い:【修正】 財政計画をもとにP. 16に図2-14を追加し、表記を一部修正します。
3-3	8 16	(2) また、図2-6と図2-15では、項目設定並びに色指定が異なっており、凡例表記から統一すべきである。	意見の取扱い:【修正】 本計画で扱う歳入推移及び将来の歳入は、それぞれ整理目的が異なるため、項目が異なります。 そのため、ご指摘を踏まえ、共通項目の凡例については色指定を統一いたしますが、その他項目については、現状のとおりとさせていただきますので、ご理解ください。
3-4	17	3. P. 17 図2-17 将来の歳出の見通しについて (1) P. 10 図2-8 歳出の推移(一般会計)に連続する図として、地方交付税が段階的縮減する平成27年度～31年度についても表記すべきである。	意見の取扱い:【修正】 財政計画をもとにP. 17に図2-16を追加します。
3-5	10 17	(2) また、図2-8と図2-17では、項目設定並びに色指定が異なっており、凡例表示から統一すべきである。	意見の取扱い:【修正】 本計画で扱う歳出推移及び将来の歳出は、それぞれ整理目的が異なるため、項目が異なります。 そのため、ご指摘を踏まえ、共通項目の凡例については色指定を統一いたしますが、その他項目については、現状のとおりとさせていただきますので、ご理解ください。
3-6	19	4. P. 19 表2-2 県内の類似団体との比較 について (1) 施設保有量の比較に留まることなく、施設数の比較も掲示すべきである。	意見の取扱い:【その他】 県内の類似団体との比較は、総務省が公開している「公共施設状況調」をもとに行っています。この総務省の「公共施設状況調」では、施設数についての整理がされておらず、記載することが困難であるため、現状のとおりとさせていただきますので、ご理解ください。
3-7	22	5. P. 22 表2-6 充当可能見込財源について (1) 脚注に基準値※の説明が「財政計画をもとに算出した充当可能な財源額」とあるが、24～26年度平均値:39.8億円と基準値:19.5億円の違いの根拠をより具体的に記述すべきである。	意見の取扱い:【修正】 表2-4は、平成24～26年度の投資的経費実績額であり、「一般会計における投資的経費総額」の年平均が約39.8億円であったことを示しております。また、表2-6における基準値の19.5億円は財政計画(平成28年度～平成32年度)を基に算出した数値になりますことから、両者は算出根拠が違うものになります。 公共施設等総合管理計画においては、総務省推計ソフトの仕様にに基づき、投資的経費の実績額をもって将来に渡って公共施設等の更新等費用に充当可能な財源額として推計する市町村が多いところです。しかしながら、当市は実績額による推計(約39.8億円)になりますと、合併特例法による普通交付税の特例措置分(約25億円)の影響が大きくなってしまい、この特例措置分が平成32年度には無くなってしまふことを考慮すると、将来に渡ってこの約39.8億円を確保し続けることは困難です。 そのため、当市では特例措置分の縮減を見込んでいる、財政計画から充当可能と見込める財源を算出(19.5億円)していることから、両者に違いが出ております。 ご指摘を踏まえ、基準値についての説明をP. 22に修正します。
3-8	27	6. P. 27 (2) 市民ニーズの変化への対応について (1) 「現在の水準を維持することは困難」としているが、「現在の水準」がどの程度市民のニーズを満たしているのかを記述すべきである。	意見の取扱い:【修正】 本計画は、総務省より示された指針に基づき、公共施設及びインフラ資産につきまして、長期的な視点を持って総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。市民ニーズの充足につきましては、「印西市の公共施設に関する市民アンケート調査」を実施し、その結果を市のホームページで公開していますのでご理解ください。 なお、表記につきましては、意見番号3-10のとおり改めさせていただきます。

No.	該当ページ	意見	意見への対応
3-9	27 35	(2) また、「公共交通機関の充実や駐車場の確保」についてこれから対応を検討するとあるが、今後どのように検討していく予定なのか明記すべきである。	意見の取扱い：【参考】 今後、具体的な施策や事業を進めていく中での検討事項となりますため、本計画の表記はこのままとさせていただきますので、ご理解ください。
3-10	27 30 35 41	7. P. 35 (5) 統合や廃止の推進方針について (1) 「必要なサービス水準を維持」とあるが、上述の「現在の水準」更にはP. 41の「将来的な地域のニーズ等を踏まえ」と幾つかの表現が見られるなか一貫性をもたせるべきである。	意見の取扱い：【修正】 箇所ごとに意味合いを使い分けておりましたが、ご指摘を踏まえ、P. 27、30、35につきまして、より明確な表現に改めさせていただきます。なお、P. 41の表記はこのままとさせていただきますので、ご理解ください。
3-11	35	また推進方針については全国的にも相当数の具体的事例が紹介されていることから、ワークショップ等の開催による市民意見・民間事業者意見の積極的な取込み等、即ち、真の「市民目線」についても触れるべきである。	意見の取扱い：【修正】 P. 35の「(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針」に表記します。
3-12	35 51	8. P. 51 推進体制と進行管理について (1) 取組体制から実施方針まで、いずれも庁内に係ることであり、市民に対する事柄、例えば市議会・審議会・その他市民参加できる場面設定を考慮すべきである。	意見の取扱い：【その他】 P. 51は庁内体制についての記載であり、議会や市民等との係りにつきましては、P. 35「(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針」に記載しております。
4-1	35	P 35の(6) 総合かつ計画的な管理を実現するため体制の構築方針 (職員の意識向上) 本計画の推進のための意識向上を目的とした職員研修等を定期的に行い、庁内の意識共有に努めます。と原文には記載されている。 しかしながら昨今の印西市の仕事ぶりからして「職員研修等」では計画的な管理はできないと感じられます。工事契約内容が積算間違いで契約解除するような実態があるのですから。マンパワーの質的向上のため印西市役所の技術職員の計画的採用と質的向上を目指す必要があります。市民から「なるほど、さすが印西市の職員だ」と言われますように。	意見の取扱い：【その他】 ご意見としていただきます。
4-2	35	「取り組み状況や検討過程などについて経過報告して情報共有に努め」と原文に記載されている。この文言からは経過報告して情報の共有に努める」だけで市民参加、市民の知恵を生かせる改善をしてほしい。市の人口が10万人になるのですから市民には専門的知識を持った方が多くいます。	意見の取扱い：【修正】 意見番号 3-11 と同様です。
5-1	27 29	p 27 市民ニーズの変化への対応 p 29 市民ニーズに対応した施設整備・サービスの維持 に対する意見 本市における人口は、ニュータウンの整備に伴う人口増加の推移と従前からの農村部の人口減少傾向の推移という特徴を持っており、今後は、ニュータウンの整備の終了に伴い、市街地部の人口の減少傾向に向かうと推測されます。市街地部及び農村部とも市民ニーズは、人口の少子高齢化に伴い、公共施設の内容の変化が著しくなるものと考えられます。 つまり、人口増時期は、学校教育関連施設の整備ニーズが増加し、高齢者福祉施設は、高齢者が少なく、それほど、整備ニーズがすくなく(車での移動が可能である。)、人口が減少時期は、年少者人口が減少し、学校教育関連施設の整備ニーズも減少し、高齢者の増加とともに整備ニーズが増加する。特に、学校教育関連施設及び高齢者福祉施設は、公共施設の大部分を占めております。これらの施設は、地域性及び距離的な要求が、共通しております。 特に、学校教育関連施設については、施設の更新時期の半分の期間で空きが生じる傾向にある。更新時期の半分	意見の取扱い：【参考】 いただきましたご意見は、今後具体的に取り組みを進める際に参考とさせていただきます。

No.	該当ページ	意見	意見への対応
		<p>この時期は、施設の大規模改修の時期でもあり、高齢者増加する時期にあたる傾向にある。</p> <p>当市では、市制20年を迎えた現在、農村部・市街地部においても、既存の学校教育関連施設では空きが生じ、高齢者福祉施設については、距離的に遠い・利便性が悪いなどのひずみが生じて来ているところがある認識しております。</p> <p>これらを踏まえて、公共施設分類の垣根を超えた施設の転用・集約・分散を総合的に検討し対応する必要があります。</p>	
5-2	51	<p>p51 全庁的な取り組み体制の構築に対する意見</p> <p>「意見」</p> <p>今後は、組織改編を行い、責任体制を構築する。を追加例えば。</p> <p>現況；学校施設の管理は、学校毎の約30人の学校長が責任者となっており、維持管理の全責任を担っており、そのうち何人がその学校の施設の適正な維持管理が出来るのか疑問がある。校長が責任を持てるのは、防火管理責任・衛生管理責任・安全管理責任・清掃等の簡易な維持管理責任程度とすべきである。学校に、専門技術者を置くのは非効率と考えられ、適正な維持管理ができる部門に組織を集約する必要があると考えられます。</p> <p>運用管理部門（施設の使用管理） 従前の使用所管のとおり。 （日常の簡易な維持管理・補修）</p> <p>施設建設・管理部門（施設の維持管理） 従前の建設部門を統合するとともに、維持管理部門を統合し、施設関連技術者（土木・建築・設備職）を配置する。</p> <p>（整備所要・要求は、使用所管が取りまとめ、建設・維持管理は、建設部門で整備維持管理を行う。）</p>	<p>意見の取扱い：【その他】</p> <p>本計画は、長期的な視点を持って総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものであり、P. 51の「(1) 全庁的な取組体制の構築」は、本計画の推進のための体制構築についての記載となっております。責任体制や技術職の配置等については本計画に記載する考えはございません。そのため、本計画の表記はこのままとさせていただきますので、ご理解ください。</p>